

平成 24 年度から配置している学芸員養成科目について

加藤 雅彦

「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成 21 年文部科学省令第 22 号）が平成 21 年 4 月 30 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日から施行された。九州保健福祉大学薬学部動物生命薬科学科に設置している学芸員養成課程については、この改正があっても設置を継続していく予定であった。平成 23 年度中に、新たな科目の配置などの準備を行い、文部科学省に無事関係届出書類を提出した。

平成 21 年度に本学科に学芸員養成課程を新設したとき、この改正を注視しながら科目を配置した。すなわち、新科目である「博物館資料保存論」（2 単位）、「博物館展示論」（2 単位）、「博物館教育論」（2 単位）および「博物館情報・メディア論」（2 単位）については、それぞれに対応させて「博物館資料保存論」（2 単位）、「博物館展示論Ⅰ」（1 単位）および「博物館展示論Ⅱ」（1 単位）、「博物館教育論」（2 単位）ならびに「博物館情報・メディア論」（2 単位）として、平成 21 年度に早くも配置した。

なお、「博物館展示論」を「博物館展示論Ⅰ」と「博物館展示論Ⅱ」の 2 科目に分けた理由は、「博物館展示論Ⅰ」において一般的な博物館に関する展示論を講義し、「博物館展示論Ⅱ」において動物園に限った展示論を講義するためであった。動物に関し学修する本学科の特色を出したのである。同様に、旧省令と変更のない「博物館資料論」（2 単位）についても、一般的な博物館に関する資料論を講義する「博物館資料論Ⅰ」（1 単位）と動物園に限った資料論を講義する「博物館資料論Ⅱ」（1 単位）に科目を分けている。

したがって、このたびの改正において新たに配置した科目は、「生涯学習概論」（2 単位）および「動物と芸術」（2 単位）のみとなった。これらの科目についても、前者の実質的内容は平成 21 年度配置科目「教育学」（2 単位）に相当し、後者は「動物と芸術Ⅰ」（2 単位）に相当する。

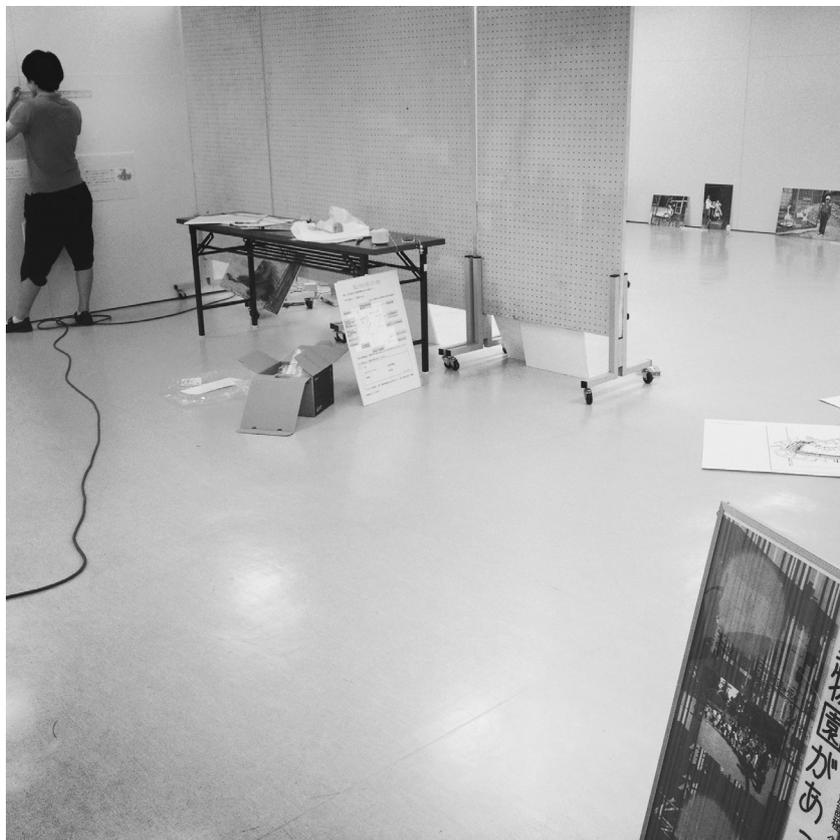
以上から、今回の改正に関わる準備は重荷にはならなかったが、いずれにしても、文部科学省による改正の意図、すなわち、「学芸員が、博物館に期待されている諸機能を強化し、国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう（途中略）養成科目の改善・充実を図る」（「図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」平成 21 年 4 月 30 日 2 1 文科生第 6175 号文部科学省生涯学習政策局長通達）とする意図を十分に汲んだ科目配置と担当教員である。

本学科の新課程における科目について、内容が新しい科目は「動物と芸術」である。この科目は、自然科学系博物館、動物園、水族館等における学芸員として、動物を生物学の対象として捉えるだけでなく、芸術の対象としても捉える能力を具えさせたい、との希望から配置した。

本学科学芸員養成課程における同施行規則改正後の新科目は、下表のとおりである。この新科目は、平成 24 年度入学生から適用されている。

終わりに、今回の改正について、担当していただける専任教員および非常勤講師の先生方や文部科学省への届出書類作成に関わった本学教務課の方々に心から感謝いたします。

博物館法施行規則に定める科目	単位数	本学科学芸員養成科目	単位数
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館経営論	2	博物館経営論	2
博物館資料論	2	博物館資料論Ⅰ 博物館資料論Ⅱ	1 1
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2
博物館展示論	2	博物館展示論Ⅰ 博物館展示論Ⅱ	1 1
博物館教育論	2	博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3	博物館実習	3
その他の関連科目	—	薬用植物学 動物と芸術	2 2



企画展示
『動物園があった時代(ころ)』
の準備にて。